

くしろ 男女共同参画通信

発行日：平成15年4月1日

Vol.5

ともに創りあげる



社会をめざして

〒085-0018 釧路市黒金町7丁目4番
釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習女性課

TEL31-4579 Fax22-9096

昨年4月1日から「北海道男女平等参画基本計画」がスタートし1年が経過しました。国の「男女共同参画社会基本法」に基づき、北海道においても男女平等の推進に関し、基本理念を定め、道、道民及び事業者の責務を明らかにすると共に、道の施策について必要な事項を定めたものです。今回は、基本計画の体系の一部を紹介します。

● 北海道男女平等参画基本計画の体系

男女共同参画社会の実現

基本理念

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行の中立化への配慮
- 政策等の立案及び決定への平等参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際社会の取組みの配慮

目 標

基本方向

I 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

- 1 男女平等参画の啓発の推進
- 2 男女平等の視点に立った教育の推進
- 3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透

II 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援
- 3 就労等の場における男女平等の確保
- 4 農林水産業等自営業における男女平等の確保
- 5 地域社会における男女平等参画の促進
- 6 女性へのあらゆる暴力の根絶

III 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

- 1 生涯学習の推進
- 2 生涯にわたる健康づくりの推進
- 3 高齢者等が安心して暮せる環境の整備
- 4 相談・支援機能の充実

1 政策方針決定過程への女性参画の拡大

① 審議会等への女性登用の促進

- ・道の審議会等付属機関や市町村・各種団体等における女性の登用促進について関係者の理解と協力を得られるよう働きかけを行うなど、政策方針決定過程への女性の参画拡大を図る。
- ・女性委員の登用率を30%にするという目標を定め、平成19年度末までのできるだけ早い時期の達成をめざす。

【釧路市における】

審議会等委員への女性登用率

平成14年2月	21.7%
平成15年2月	22.0%
平成18年11月(目標値)	30.0%



【全道平均】

審議会等委員への女性登用率

平成13年4月	24.7%
平成14年4月	25.4%
平成19年4月(目標値)	30.0%



② 役職等への女性登用の促進

- ・女性の人材育成を図りながらその能力の活用と役職への積極的な登用をすすめる。
- ・女性の職員や教職員の採用に努めると共に職域拡大・管理職への登用に努める。
- ・企業や各種団体等における方針決定の場に女性の参画ができるよう理解と協力を関係者に働きかける。

	女 性		男 性		合 計	
正規従業員総数	3,167	26.2%	8,940	73.8%	12,107	100%
総数に占める役職割合	151	4.8%	1,903	12.2%	2,054	17%

(H13.実施 男女平等に関する企業意識調査より)

女性へのあらゆる暴力の根絶

- ① 女性への暴力根絶に対する取り組みの充実
- ・女性への暴力について関係機関と連携して、加害者も視野に入れた調査・研究を行い、関係施策への反映に努める。
 - ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等、性犯罪及び売買春などについては法令等に基づき厳正かつ適切な対処に努める。
 - ・女性の人権に配慮した対応ができるよう、関係職員の研修等の充実を図り、被害者が相談しやすい環境の整備に努める。

相談支援機能の充実

- ① 相談業務の充実
- ・男女平等参画の推進を妨げあるいは促す要因となるものに関し、道民等からの申し出を受け適切な処置をするため窓口を設置し、苦情処理の充実に努める。
- ② 相談・支援機能の充実
- ・地域での子育てなどを相談できるよう児童相談所・子育て支援センターの設置を促進する。
 - ・パートナーからの暴力など被害者の相談・支援を図るため「道立女性相談援助センター」の活用促進や関係機関等との連携に努める。

♣ 詳しくは、インターネットのホームページでもご覧いただけます。

北海道環境生活部男女平等参画推進室：
<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-josei/johomepage/>

北海道男女平等参画苦情処理委員制度とは

北海道男女平等参画推進条例に基づき設置された苦情処理委員が、道民のみなさんからの男女平等参画



に関する苦情等の申請を、公平・中立な立場にたって適切、迅速に処理します。

制度等に関する問合せ先 ■
 釧路支庁環境生活課道
 民生活係
 (Tel.0154-41-1131)

Q: どのようなことを申し出ることができますか

- ・男女平等に関わる道の施策についての苦情、セクシュアル・ハラスメント、女性への暴力、その他性別を理由とする差別的扱いなど。
- ・道民の方は個人・法人にかかわらず誰でも申し出ることができます。
- ・苦情申請書は、釧路市役所、釧路支庁にありますが、所定の用紙がなくても必要事項を記入し FAX でも提出可能です。

【申請先】

北海道環境生活部男女平等参画推進室内「男女平等参画苦情処理委員」宛

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(専用電話 & FAX 011-221-6780)



おもちゃライブラリー20周年・釧路市教育委員会子育て支援講演会 が開かれました。

畑中悦子氏を講師に迎え開催された講演会内容を抜粋して紹介します。

§ 子育てとはどういうことだろう

生きていくために必要なことを年齢・発達に合わせて身につけることができるように援助することです。この援助の方法には、直接言葉で伝える、生活の中での体験、の二通りがあります。

§ 「食べることは生きること」について考えてみよう

私たちは、「食べる」ということの中で、命あるもの(動植物など)から栄養を摂取していますが、それらの命もまた大地の恵みから栄養をもらって生きています。「食べることは命の循環なのです」

食前・食後の「いただきます・ごちそうさま」は、これら命に対する感謝「ありがとう」の意味も含まれています。

§ 子育ての中で「食事の乱れ」が目目されている

「個食、孤食、外食、朝食の欠食」など、家庭における食生活が子どもに与える影響が大きくなっています。次の点に注意しながら、現状を認識し、親自身が生活にゆとりをもって楽しみ、あまりがんばり過ぎないで家族の食歴をつくっているという誇りをもって取り組みましょう。



地域で収穫された鮮度の良い食材(食文化)
 誰と、いつ、何を、どのように食べたか(食歴)
 コンビニ、農薬、添加物、環境ホルモン(食環境)



講演会の結びとして「どの子も違っているから素晴らしい」ことを実感してほしいと語っていました。

日時:平成15年3月4日午前10時~正午
 会場:釧路市交流プラザさいわい6階
 講師:畑中悦子氏(釧路短期大学講師)
 参加者:50人



講演会会場

【食歴】

「いつ」「だれと」「何を」「どのように」食べてきたか、という食生活の歴史のことです。食の自分史であり、家族の食生活の歴史でもあります。家族で、自分で作り育てるものです。一生の出発点である幼児期の食生活によって、その後の食生活が健康で、心豊かになるかどうかが決まるほど大きな影響を与えます。